

平成25年度

財政援助団体等監査報告書

(期日 : 平成25年11月15日)

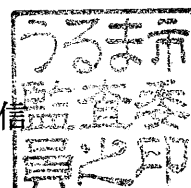
うるま市監査委員



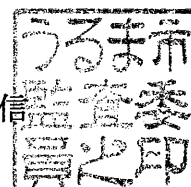
う 監 第 3 8 8 号
平成25年11月12日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市監査委員 久保田 正信



うるま市監査委員 安慶名 忠信



うるま市監査委員 奥 田 修



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規程により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第12項の規程により、その旨を通知することになっております。

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした団体

(1) 補助金交付団体

- うるま市学力向上推進協議会
- うるま市少年ふれあい事業実行委員会
- うるま市自治公民館連絡協議会
- うるま市幼年少年女性防火委員会
- うるま市体育協会

第2 監査を実施した期間

平成 25 年 9 月 4 日～平成 25 年 11 月 12 日

第3 監査の概要

平成 24 年度の補助事業に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに次の点に着眼し監査を実施した。

(1) 担当課

- ① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。
- ③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。
- ④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ① 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整理は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

第4 監査の結果

補助金については、出納その他の事務がおおむね適正に処理されていると認められるが、一部において改善又は検討を要する事項等が見受けられた。以下、概要について補助金交付団体ごとに内容を報告する。

監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨監査委員に通知するものとされており、適切な事務処理に努められたい。なお、軽微な指摘事項については、口頭で注意又は改善を促したので省略した。

○ うるま市学力向上推進協議会

補助金額：9,500,000 円

補助金の交付根拠法令：学校教育団体等補助金交付要綱

担当課：教育委員会指導部 指導課

(1) 団体の概要

本市の幼児・児童・生徒の知・徳・体の調和のとれた人間の育成をめざし、学校、家庭、地域が一体となって学力の向上を図ることを目的としている。平成 24 年度は、幼小中学校それぞれにおいて実践報告会等が行われている。

(2) 団体の収支

(平成24年度)

(単位:円)

	収入			支出	
	項目	金額		項目	金額
	① 市補助金	9,500,000		① 事務局費	2,829,993
	② 雑入(預金利息)	154		② 教育講演費	52,584
	③ 繰越金	19		③ ブロック活動費	210,000
				④ 市授業実践発表会	210,000
				⑤ 学校教育活動費	4,680,900
				⑥ 家庭・地域活動費	1,489,360
				⑦ 学級経営研修会	0
				⑧ 幼稚園教諭研修会	0
				⑨ 英語スキットコンテスト	27,200
	合計	9,500,173		合計	9,500,037

収支残高 136

(3) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の改善を求めるもの

補助金交付要綱第 10 条で、補助金の実績報告は「事業完了後 1 か月以内又は翌年度 3 月 25 日のいずれか早い日まで」となっているが、補助金は事業完了後速やかに実績報告すべきものであり、翌年度 3 月 25 日までという設定は適切でない。要綱の見直しを検討されたい。

② 支給基準等を明確にすべきもの

学校教育活動費において、講師謝礼金や費用弁償の支払額が学校単位で異なっており、支給基準を明確にする必要がある。

③ 会計処理上において改善を求めるもの

・学校単位の精算報告において、4校が交付された活動費の額を下回って精算報告を行っていた。担当課は内容をきちんと精査・検証し、執行が確認できない場合は返還等の適切な指導を行う必要がある。

・ピアノの調律や修理等、学校管理費で支出すべき経費が見受けられた。消耗品等の管理においても同様であるが、学校管理費の不足分を補うような使い方があっては、事業目的に対する意識が低くなりかねない。本事業と学校管理費の区分を明確にした上で、担当課は内容をきちんと精査・検証し、適切な執行が確認されないものについては返還等の適切な指導を行う必要がある。

・各学校における事業費は預金で管理し、2名以上で相互監視が働くような体制を徹底し、やむを得ず現金で管理する必要がある場合にも、複数で確認する等、取扱いには十分に留意するよう適宜指導を行うことを要望する。

④ 補助金成果の精査・検証について

一般的に、学力向上推進協議会のように事業内容が多岐にわたり、また事務局と担当課が同一である場合は、客観的な観点から事業の成果・検証が行えない傾向があり、予算執行にとらわれて、事業本来の目的を見失ってしまうことが多い。各学校単位における実績報告書、伝票等からは、そのような印象を受けるものも見受けられた。各実績報告書の内容を精査・検証し、全体での成果を見極め、事業目的の達成にむけ、さらに取り組みが進むことを期待する。

○ うるま市少年ふれあい事業実行委員会

補助金額 : 715,000 円

補助金の交付根拠法令 : うるま市社会教育関係団体補助金交付要綱

担当課 : 教育委員会教育部 生涯学習振興課

(1) 団体の概要

うるま市の次代を担う少年少女が県外の同世代との交流、体験活動を通して見聞を広め、規律ある協同生活の中から自主性及び協調性を養うことで、少年の健全育成及びリーダー育成に資することを目的としている。平成 24 年度は宮崎県木城町から受入し、本市の子供たち 32 名との交流事業を行った。また、次年度から計画している岩手県盛岡市との交流事業のため、事前視察旅費として補助金の追加交付を受けている。

(2) 団体の収支

(平成24年度)

(単位:円)

	収入		支出	支出	
	項目	金額		項目	金額
	① 参加費	64,000		① 事務費	132,050
	② 市補助金	715,000		② 会議費	2,500
	③ 事業分担金(木城町)	140,000		③ 事業費	817,147
	④ 雑入(預金利息)	17		④ 備品費	0
	⑤ 繰越金	33,367		⑤ 予備費	0
	合計	952,384		合計	951,697

収支残高 687

(3) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱について改善を求めるもの

・補助金の支給根拠法令となっている「うるま市社会教育関係団体補助金交付要綱」では、対象経費に懇親等を目的とする食糧費への支出はできないことになっている。ふれあい事業の趣旨、事業内容から食糧費が不可欠なものであるとするならば、個別に要綱を整備し、その中できちんと明示しておくことが説明責任の観点から必要である。

② 支給根拠を明確にするよう改善を求めるもの

・役員や会議出席以外の児童の引率等に伴う費用弁償について、規程等で支給根拠を明確にしておくことが望ましい。

③ 補助金交付団体への適切な指導を求めるもの

- ・切手等の管理方について、受払簿が作成されていなかった。切手等については現金の管理と何ら変わることなく、受払簿により適切に管理されるよう望む。
- ・平成 25 年度については、事業は継続されているが、事業主体である実行委員会 は解散されたとのことである。平成 24 年度決算剰余金や切手、事務用品等について、確実かつ速やかに精算処理されることを望む。

○ うるま市自治公民館連絡協議会

補助金額 : 1,150,000 円

補助金の交付根拠法令 : うるま市自治公民館連絡協議会補助金交付規則

担当課 : 教育委員会教育部 生涯学習振興課

(1) 団体の概要

自治公民館相互の連絡提携と自治公民館活動の振興を図ることで、地域文化の発展に寄与することを目的としている。平成 24 年度は全国公民館研修集会へ理事 12 名が参加し、報告会等を行っている。

(2) 団体の収支

(平成24年度)

(単位:円)

収入			支出		
項目	金額		項目	金額	
① 分担金	345,000		① 会議費	45,301	
② 市補助金	1,150,000		② 事務費	15,000	
③ 寄附金	0		③ 交通費	55,500	
④ 大会参加負担金	513,000		④ 役員手当	211,000	
⑤ 雑収入	33,054		⑤ 研修費	1,708,000	
⑥ 繰越金	135,370		⑥ 雑費	840	
合計	2,176,424		合計	2,035,641	

収支残高 140,783

(3) 是正すべき事項等

- ① 会計処理において改善を求めるもの
- ・書記・会計への事務費の支払いについて、内容が不明確である。説明責任の観

点から、領収証を添付する等適切に処理されたい。

② 支給根拠を明確にすることを求めるもの

・支給された手当の一部に、支給根拠及び基準の明確でないものが見受けられた。会則の整備等、適切な改善を望む。

③ 補助金交付規則において改善を求めるもの

・当該補助金交付規則では、補助対象経費等が明確にされていない。補助金の使途の透明性を高め、補助目的の達成を確認し適切な指導を行うには、補助対象事業および対象経費について明確に定める必要があり、検討を要望する。

④ 補助目的の確認及び効果の検証について

・自治公民館連絡協議会に毎年 100 万円余の補助金を交付しているが、その効果について検証がされていない。また、本協議会の他にも自治会長連絡協議会が存在し、各公民館が横の連携を図り、公民館活動における諸問題について意見交換等を行っている。類似の協議会が存在していることで、自治会長がそれぞれの協議会における事業内容を混同しているところが見受けられる。

本補助金が生涯学習振興課の予算から出ている事等を総合的に勘案すると、市民の生涯学習の発展に寄与されるべきものであると思料するが、現時点においてその効果・実績は見受けられない。補助金交付規則でも、今一つその目的が明確になっていないことも要因のひとつと考えられ、何故補助金の交付が必要となったのかその原点に立ち返り、担当課、協議会ともに補助の目的を明確にし、内容及び効果を精査・検証することが大切であり、早急な検討を要望する。

⑤ その他補助金交付団体への要望等

・協議会においても監事による決算監査が行われているが、自治会長だけで構成される協議会が、第 3 者的立場から監査され、指摘を受けるのは初めてのことであろう。市補助金からの充当がされていない部分ではあるが、理事会会議費について、内容のほとんどが食糧費等の懇親的経費であったこと、各手当等の支給基準が規程等で定めずに理事間の申し送り事項とされていることなど、予算執行について一般的な市民感覚とは異なるところも見受けられた。

運営費は市補助金のほかに区も負担しており、住民に対して内容の説明責任を負っている。誤解を受けることのないよう、透明性の高い協議会として適切に運営されることを期待する。

○ うるま市幼年少年女性防火委員会

補助金額 : 298,000 円

補助金の交付根拠法令 : うるま市幼年少年女性防火委員会事業運営補助金交付要綱

担当課 : 消防本部 予防課

(1) 団体の概要

クラブ組織の拡大強化、育成指導を通じて、火災予防の普及と防火思想の高揚を図ることを目的としている。平成 24 年度は消防ふれあい広場、春季・秋季火災予防運動、消防出初式への参加等を行っている。

(2) 団体の収支

(平成24年度)			(単位:円)		
収入	項目	金額	支出	項目	金額
	① 市補助金	298,000		① 会議費	2,904
② 助成金	0	② 事業費	108,829		
③ 寄附金	0	③ 需用費	177,455		
④ 雑入(預金利息)	28	④ 役務費	8,840		
⑤ 繰越金	0				
合計	298,028	合計	298,028		
			収支残高	0	

(3) 是正すべき事項等

- ① 申請等事務処理において改善を求めるもの
 - ・補助金交付決定通知書(様式第2号)に、様式や根拠法令等の参照先の誤りが見受けられた。要綱を適切に整備されたい。
- ② 補助金交付要綱において改善を求めるもの
 - ・現行の補助金交付要綱では、補助対象経費等が明確にされていない。補助金の使途の透明性を高め、補助目的の達成を確認し適切な指導を行うには、補助対象事業および対象経費について明確に定める必要があり、検討を要望する。
- ③ 会計処理上において改善を求めるもの
 - ・切手の管理について、受払簿が整理されていなかったため、適切な管理を望む。
 - ・事務局が消防本部と同一であることから、消耗品等の管理について、消防管理費と区分して管理するよう留意されたい。なお、事業間で効率的な予算執行を考えるなら、委員会への補助金としてではなく、防火意識啓発事業として消防本部

の事業予算とし執行する方法も可能であり、今後検討されたい。

○ うるま市体育協会

補助金額 : 26,174,000 円

補助金の交付根拠法令 : うるま市社会教育関係団体補助金交付要綱

担当課 : 教育委員会教育部 生涯スポーツ課

(1) 団体の概要

スポーツを振興し、青少年の健全育成並びに市民の健康・体力の増進を図り、本市スポーツの技術力向上と健全なスポーツ精神の確立に努め、心身とも健康で明るい心豊かな人間を育成することで市勢の発展に寄与することを目的としている。

例年、各種目選手権大会や市陸上競技大会、県民体育大会、駅伝競走大会等の開催や参加等の活動を行っている。平成 24 年度は県民体育大会が離島開催であったため、補助金が大幅な増加となっている。

(2) 団体の収支

(平成24年度)

(単位:円)

収入			支出		
項目	金額		項目	金額	
① 補助金	26,344,000		① 評議員会費	78,617	
・市補助金	26,174,000		② 理事会費	852,488	
・交付金	170,000		③ 事務局費	3,023,881	
② 繰越金	23,973		④ 事業費	18,601,458	
③ 事業収入	0		⑤ スポーツ少年団費	600,000	
④ 寄附金	279,315		⑥ 分担金	901,000	
⑤ 雑収入	290,573		⑦ 積立金	1,720,000	
⑥ 繰入金	0		⑧ 予備費	0	
合計	26,937,861		合計	25,777,444	

収支残高 1,160,417

(3) 是正すべき事項等

① 会計処理において改善を求めるもの

・現金等の管理方について、担当職員により一括管理されていた。体育協会会計規程では会計責任者は事務局長となっており、通帳と印鑑は分けて管理するなど相互監視の体制を徹底されたい。

・各支部活動費について、各支部より体育協会側へ実績報告書は提出されているが、精算がなされていない。体育協会の収入のほとんどが市からの補助金であることから、各支部活動費はその年度における活動費として配分された補助経費であり、執行されなかったものについては、繰越されるような性質のものではなく、精算処理により戻入されなければならない。

・今年度の事業費においては、県民体育大会が離島開催であったため、例年より補助金が増額されたこともあり 288 万円余の不用額が発生し、流用により 172 万円が次回大会への積立とされ、116 万円余が次年度繰越金としての処理がされていた。本来、補助金は繰越されるような性質のものでなく、毎年度必要な額を算出し申請され、実績報告により精算し戻入されるべきものである。今後の対処方について、検討されることを望む。

② 補助金の使途について改善を求めるもの

・補助金の支給根拠法令となっている「社会教育関係団体補助金交付要綱」では、懇親等への食糧費の支出は禁止されており、駅伝大会の慰労会経費への支出を見直しする等、要綱の遵守を望む。

③ その他補助金交付団体への要望等

・体育協会はその目的から、市においても重要な役割を担っており、また様々なボランティア等によって活動がなされているのは周知のことであるが、それでも市の一部の人達への補助である点においては、他の補助金と何ら変わるものではない。専門部に属し会員として活動している者が、一部会費等を負担する方法も今後は検討されてよいものと思料する。

・各支給に係る根拠を明確にするため規程の整備を図ること、また合併から 8 年経過しており、役員等についてスリム化を図ること等も重ねて検討されることを要望する。

第5 まとめ

補助金交付団体の監査においては、毎年度4～5団体程度を選定し監査を行っている。経常的に補助金の交付を受けている団体や、新たに補助金交付の対象となった団体、事業補助を受ける団体、運営補助あるいはその両方を受ける団体等、各団体においてその内容は様々であるが、その多くは担当課による事業効果等について適切に評価・検証が行われておらず、一旦予算化されたものが既得権化している状況も見受けられる。その目的から必要な補助金であっても、必ずその効果について検証する必要がある。

また実績報告等についても、事業報告や決算書の確認だけでは形式化した検査になりかねないため、領収書等の証拠書類の点検を適宜行うなどの改善に努められたい。

団体において剰余金が発生した場合の取扱いについては、基本的には精算処理により戻入されるべきものである。自主財源のある団体では剰余金や積立金には補助金外経費を充当している等の意見もあるが、補助金はその団体の運営や事業に対して、その団体の収入を充てた後に足りない分を補う性質のものであるべきである。補助金の交付を受ける団体である以上は、やはり精算すべきであり、またそうすることで市は団体の必要額を正確に把握することができ、経理への透明性も高まることにつながる。精算処理のあり方について、今後検討されることを期待する。

補助金の源は市民の税金である。その交付に関しては必要性、公益性に留意しながら、内容の透明性を確保し、目的に対する効果の検証を行い、市民への説明責任を果たす必要があるということについて、担当課、補助金交付団体ともに再度認識し、今後導入予定である事務事業評価においても、各補助金交付事業について、しっかりと効果が検証されることを望む。

合わせて類似の団体あるいは他の事業との統合や効率化についても、市全体事業から考察し、補助金はその目的達成のため、最小の経費で最大の効果を挙げることができるよう、担当課及び団体が努力されることを願うものである。